官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五六）　一
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五五）　二
〔法規的告示〕
○平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を改正する件（国土交通三〇四）　二
〔その他告示〕
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（国土交通三〇五、三〇六）　三
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同三〇七）　四
○信号符字を点附した件（同三〇八）
○信号符字を取り消した件（同三〇九）
○船舶国籍証書を無効とした件（同三一〇）
○都市計画に関する件（九州地方整備局七四、七五）
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
内閣
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　二
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（同）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一）　七
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同二）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、財団関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一四
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一五
会社その他

省令

○厚生労働省令第五十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十九条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第四十条**　（略） 2　前項の申請を、第四十七条の規定による申請（実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者の申請に限る。）と併せて行う場合には、同項の規定にかかわらず、職業訓練指導員試験合格証書を添えることを要しないものとする。 （職業訓練指導員試験） **第四十五条**　（略） 2　（略） 3　実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者を対象とした職業訓練指導員試験に係る前項の規定の適用については、同項中「当該期日の二月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。 **附　則** （職業訓練指導員免許に関する経過措置） **第九条**　（略） 2　前項の規定により職業訓練指導員免許を受けようとする者に対する第四十条の適用については、同条第一項の書面は、前項各号のいずれかに該当することを証する書面とする。	（免許の申請） **第四十条**　（略） （新設） （職業訓練指導員試験） **第四十五条**　（略） 2　（略） （新設） **附　則** （職業訓練指導員免許に関する経過措置） **第九条**　（略） 2　前項の規定により職業訓練指導員免許を受けようとする者に対する第四十条の適用については、同条第一号の書面は、前項各号のいずれかに該当することを証する書面とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に公示されている職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者による職業訓練指導員免許の申請については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則第四十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。